

石油販売業の届出について

近畿経済産業局
資源エネルギー環境部資源・燃料課

石油の備蓄の確保等に関する法律により、石油販売業を行おうとするものは、経済産業省令で定めるところにより、経済産業大臣に届け出なければならないとされています。

この法律で言う「石油」とは

- ・原油、指定石油製品（揮発油（ナフサを含む）、灯油（ジェット燃料油を含む）、軽油、重油）及びプロパン、ブタンを主成分とする石油ガス（液化化したものを含む）。
- ・潤滑油、アスファルト、グリース等については対象外であり届出は不要です。

石油販売の事業とは

- ・営利目的であるか否かを問わず、自己の名義により継続反復して石油を有償で他人に譲渡することを目的として事業活動を行う者を指します。
組合員の利益のために組合員に対し非営利的に石油の販売を行う組合等も対象になります。
- ・自家用は対象外です。
- ・販売施設を有していない業者も対象になります。
- ・借入設備での営業の場合、設備所有者でなく、運営主体者が届出ます。

届出が必要な規模

- ・次の①～③に掲げるいずれかに該当する場合に届出が必要です。
- ①原油又は指定石油製品の販売を行う事業にあつては消防法第9条の3に規定する指定数量を超える場合（貯蔵タンク等の施設を有する場合）
例) 第4類 第1石油類（ガソリン他） 200リットル
第2石油類（灯油・軽油他） 1,000リットル
第3石油類（重油他） 2,000リットル
- ②石油ガスの販売を行う事業にあつては、使用するタンクの容量が5トンを超える場合
- ③①②に掲げるもののほか、「当該年度の販売数量」又は「前年度の販売数量」のいずれか大きい数量が、次の数量を超える場合（施設を有しない場合等）

(イ) 原油	1, 000	キロリットル
(ロ) 揮発油	2, 400	キロリットル
(ハ) 灯油	60	キロリットル
(ニ) 軽油	1, 800	キロリットル
(ホ) 重油	120	キロリットル
(ヘ) 石油ガス	360	トン

提出部数、提出先

正本1部、写し2部を「主たる事務所の所在地」を管轄する経済産業局に提出してください。内、写しの1部については受付印を押印の上、届出者控として返送いたします。

なお、近畿経済産業局の管轄区域は福井県、滋賀県、京都府、大阪府、兵庫県、奈良県、和歌山県の2府5県です。

(送付先)

〒 540-8535

大阪府中央区大手前1丁目5番44号

近畿経済産業局 資源・燃料課 (宛先の部名は省略可)

「主たる事務所の所在地」とは実際に本社業務を行っている住所。通常は届出者の住所と同じですが、登記上の本社と別の場所で石油販売業の部門がある場合などはその所在地となります。

様式、記載方法等

様式、記載方法については別掲(様式と記入例)していますので、様式をダウンロードの上、記入例を参考にして記入してください。

届出書には開始届、変更届、廃止届の3種類があり、事業を開始したときだけでなく、届出事項に変更があるときや、事業を廃止する時なども届出が必要です。下記(最終頁)の届出事項別一覧表を参考に提出してください。

その他(主な変更点)

平成24年11月1日付けで石油の備蓄の確保等に関する法律が改正されたことに伴い、様式その他、提出方法、提出する届出書の種類が変更になりました。主な変更点は以下のとおりですので、今後提出される場合はご注意ください

(主な変更点)

- ・ 様式
- ・ 提出部数 (従来) 正本3部または正本2通写し1部

(今後) 正本 1 部写し 2 部

- ・ 既届出者が営業所を増減させる場合
 - (従来) 増の場合開始届、減の場合廃止届
 - (今後) 変更届 (変更の理由欄に「給油所等を追加」「給油所の一部を廃止」等と記入)
- ・ 届出番号 届出番号欄は廃止されました。

中核 SS について

東日本大震災では、SS 自体の被災に加え、停電等で多くの SS が稼働停止となったことから、石油製品の供給に支障が生じ、救難活動や復旧活動等に大きな影響を与えました。

これらを教訓とし、平成 24 年 11 月 1 日付けの改正では、一定要件に該当する営業所 (SS) を災害時における給油の拠点とするため、当該 SS を所有する石油販売業者に対し、当該 SS の給油に係る設備の状況についての届出義務が追加されました。開始届の第 4 面、第 5 面はこれに対応したものです。中核 SS としての届出をされる際には、第 1 面、第 2 面に加え、第 4 面 (必須)、第 5 面 (該当がある場合) の提出が必要です。

届出事項別一覧表 (石油販売業)

変更の理由等		開始届	変更届	廃止届	備 考	
1	新たに石油販売業を開始する	●				
2	営業所を追加する(新設)		●			
3	既存の営業所を譲り受け又は借用等(運営者交代)		●		新旧事業者両方提出	
4	石油販売業の事業規模が法定事業規模を超える	●				
5	自家用設備を転用し一般販売を行う。	●				
6	届出者の住所を変更する(移転、住居表示の変更等)		●			
7	法人の代表者を変更する		●			
8	主たる事務所の所在地を変更する(移転、住居表示の変更等)		●			
9	営業所の所在地を変更する(移転、住居表示の変更等)		●			
10	複数ある営業所の一部を廃止する		●			
11	販売する石油の種類を変更する		●			
12	個人事業者(死亡)で相続により承継する		●			
13	届出者の商号、名称を変更する		●			
14	主たる仕入れ先を変更する		●			
15	主たる販売施設を(計量器、タンク)を変更する		●			
16	石油販売業を廃止する			●		
17	石油販売業の事業規模が法定規模以下になる			●		
18	一般販売を廃止し、自家消費のみとする			●		
19	新設合併(A社とB社が合併しC社を設立する)	●		●	C社開始届、A,B社廃止届	
20	吸収合併	A社(未届出者)がB社を吸収する	●		●	A社開始届、B社廃止届
21		C社(既届出者)がD社を吸収する		●	●	C社変更届、D社廃止届
22	組織変更	個人 ←→ 法人	●		●	新が開始届、旧が廃止届
23		有限会社 ←→ 株式会社		●		
24		合名会社 ←→ 合資会社		●		
25		上記以外の組織変更	●		●	新が開始届、旧が廃止届
26	事業譲渡	未届出者に譲渡する	●		●	新が開始届、旧が廃止届
27		既届出者に譲渡する		●	●	新が変更届、旧が廃止届

開始届は第1面、第2面をご提出ください。(中核SSの場合は第4面(必須)第5面(該当がある場合)もご提出ください。)

既届出者が営業所を追加する場合は、変更届に加え開始届の第2面も提出してください。